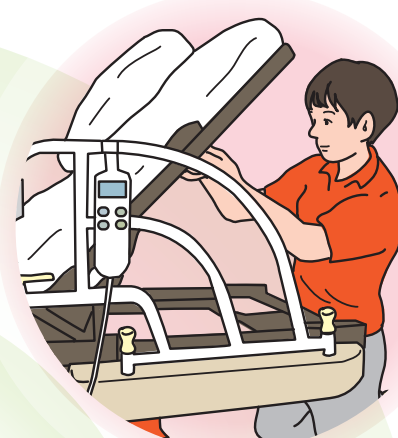


— 施設で福祉用具を取り扱う方のために —

福祉用具利用施設で 必要な保守・管理



福祉用具利用施設で必要な保守・管理

CONTENTS

はじめに

3

1

福祉用具等のメンテナンスや保守・管理が必要な事例

1. 施設における介護事故のQ&A

4

2

福祉用具の保守と管理方法

1. 感染症が疑われる場合の対処方法

12

2. 共通事項

13

3. 代表的な福祉用具の取扱方法

16

3

データにみる管理体制の現状と課題

1. 高齢者施設の管理の現状からみる課題

23

2. 望ましい管理の在り方について

26

4

福祉用具の点検と管理

1. 福祉用具の廃棄基準

28

2. 日常点検のためのチェックリスト

31

あとがき

38

はじめに



残念ではありますが、福祉用具に関わる事故は、福祉用具が普及するにつれ増加しています。特に電動介護用ベッドや電動四輪車は、死亡事故まで起こっています。製品評価技術基盤機構（NITE）によると、2014 年までの 5 年間で 49 名の方が亡くなっており、51 名が重傷を負ったと発表されています。原因は、誤使用や不注意によるいわゆるヒューマンエラーによる事故となっています。日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）の発表によると、このヒューマンエラーの割合は、約 75%となっています。

しかし、誤使用や不注意と言っても、利用者や介護者だけの問題だけではなく、福祉用具保守・管理上の不手際・ミスも考えられます。例えば、介護用ベッドと車椅子間の移乗時の転落事故は非常に多いのですが、原因は色々であり、駐車ブレーキもその一つです。実は、ブレーキの掛け忘れだけでなく、車椅子に空気が入っていないためブレーキがきかず滑り、転落させることもあるのです。まさに、車椅子を管理する側（施設：管理者等、在宅：家族）の責任と言えます。

そこで本冊子は、そのような現場の状況を勘案し、保守・管理上の課題を列挙し、特に施設でありがちな事例に触れながら、現状と「福祉用具の管理」や「メンテナンス」の必要性を整理し、その方法論を提供することを目的としています。

したがって、本冊子は、施設で福祉用具の保守・管理を行っている方々を対象に、その意味や方法を知っていただくために作成したものです。

本冊子の作成に当たっては、現場で働く専門家や社会学的・工学的知見をお持ちの研究者に、具体的なノウハウを解説していただきました。

最後に、本冊子が施設現場で活用され、高齢者や障害者にとって安全な福祉用具情報となりますことを心より期待しています。



福祉用具等のメンテナンスや保守・管理が必要な事例

1. 施設における介護事故のQ&A

(1) 介護事故の種類

施設における介護事故には以下のように様々なものがあります。

- | | |
|---------------------------------|----------------------|
| ①転倒、転落、移乗の失敗などによる打撲や骨折、擦り傷などの外傷 | ②感染症 |
| ③風呂でのやけど、溺れ | ④異食（食べ物でないものを食べてしまう） |
| ⑤徘徊による行方不明 | ⑥誤薬、与薬漏れ |
| | ⑦その他 |

(2) 原因について

原因は多数の要因がありますが、最も多い移乗や移動に関わる介護事故では、身体機能や環境に適合した福祉用具を選定できていないことが原因となったりしています。最近では多くの福祉用具が開発され使われるようになってきましたが、施設ではメンテナンスマニュアルや貸与事業者のような独自の廃棄基準などを設けている施設は少ないため、古い福祉用具を使い続け壊れたことによる介護事故が発生したり、福祉用具の整備・メンテナンスの不備が、買い替えコストを発生させてしまったり、介護事故の原因となってしまうこともあります。この章では施設で良くある事例から、それらのどこに問題があり、そのままにするとどうなるのか具体的にご紹介していきます。

ポイント1 点検時に発見した経年劣化事例から何が起きるか予測し対策しよう

ポイント2 間違った使い方による故障や欠損事例で何が起きるか予測し対策しよう

【ベッド編①】

こんな状況になっていませんか!?

「スイングアーム介助バーの
固定ノブが2つのうち1つ欠損」

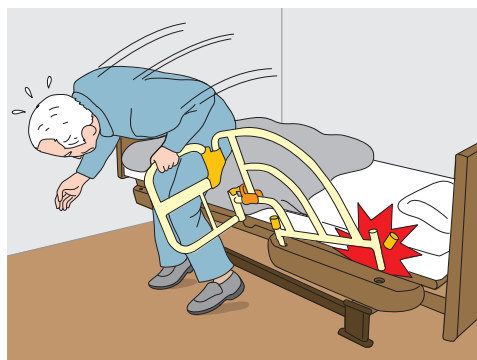


そのままにするとどうなるか？



答 え

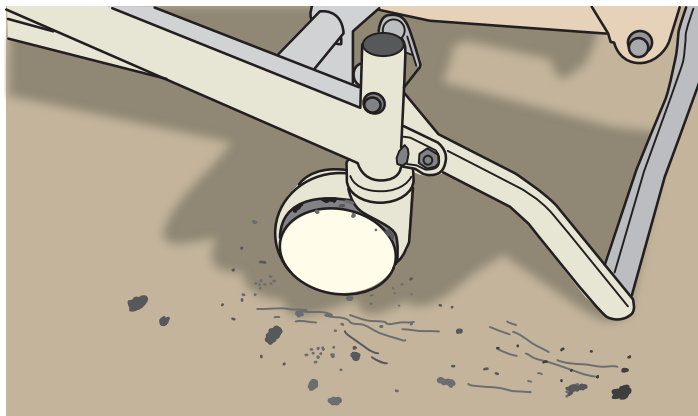
「重力で刺さっているだけ、固定性が悪く
立ち上がった際に抜けてしまったり
グラグラするため転倒になる。」



【ベッド編②】

こんな状況になっていませんか!?

「キャスト樹脂部の破損」



そのままにするとどうなるか?



答 え

「ブレーキをかけてもベッドが固定されず動いてしまい、
移乗の失敗による転倒になる。」

【ベッド編③】

こんな状況になっていませんか!?

「コードが絡まっている」



リモコンのコードがフレームの下を通っている



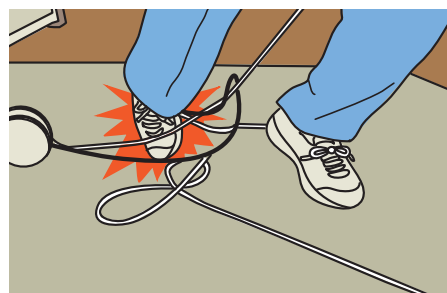
電源コードが乱雑でキャストにも絡んでいる

そのままにするとどうなるか?



答 え

「コードに足をかけて転んだり、
リモコンや電源コードがベッドに絡んだまま
昇降機能を使うと断線することがある。」



点検ポイント

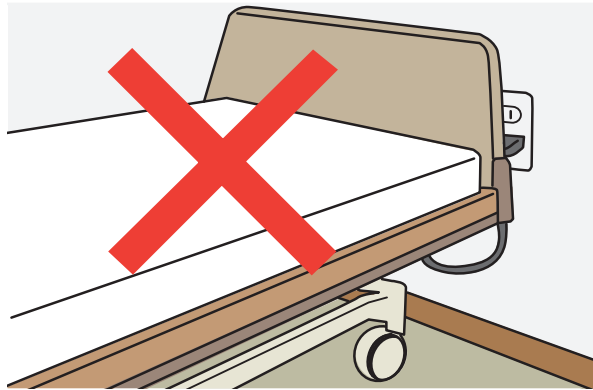
ベッドのキャストがコードを踏んでいないか、
可動部位などに絡んでいないか点検する。
ベッドを移動した時は動線上にコードが
ないように差し込み場所を変える。



【ベッド編④】

こんな状況になっていませんか!?

「ベッドを壁にピッタリ寄せている」

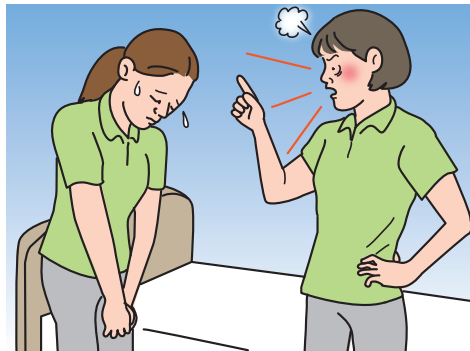


そのままにするとどうなるか?



答 え

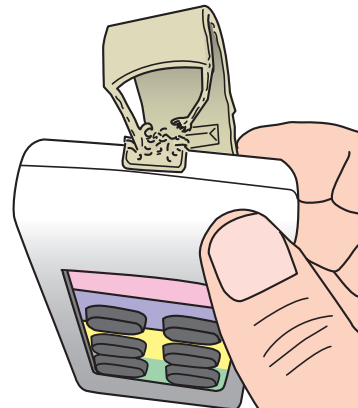
「ベッドの昇降機能を使った際、
電源プラグとベッドがぶつかりコンセントを破壊」



【ベッド編⑤】

こんな状況になっていませんか!?

「ベッドのリモコンのフックが切れている」

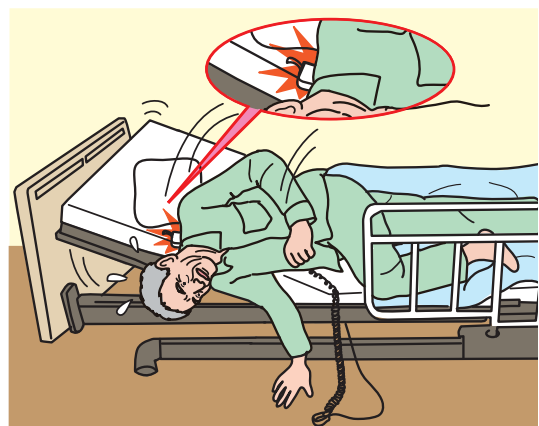


そのままにするとどうなるか?



答 え

「フックが外れるとリモコンを
ベッド柵に掛けることができないため、
シーツの上に置くようになる。
利用者が寝返りなどでリモコンを
押しつぶし誤作動を
引き起こすことで骨折、
死亡事故につながる。」



【車椅子編①】

こんな状況になっていませんか!?

「車椅子のタイヤの空気が少ない」

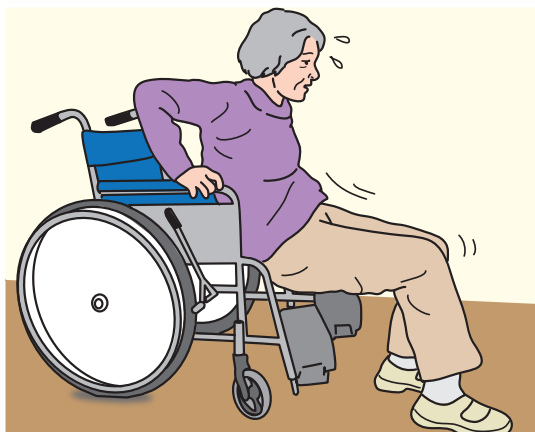


そのままにするとどうなるか？



答 え 1

「車椅子はタイヤ本体にブレーキを当てて止めるので、
空気が足りないと圧着が弱くなり、
効が悪くなり転落の原因となる。」



答 え 2

「タイヤ自体も潰れてヒビ割れする。
空気を入れるとチューブがヒビ割れの
隙間から出てきて破裂する。」



【車椅子編②】

こんな状況になっていませんか!?

「タイヤが摩耗している」



そのままにするとどうなるか?



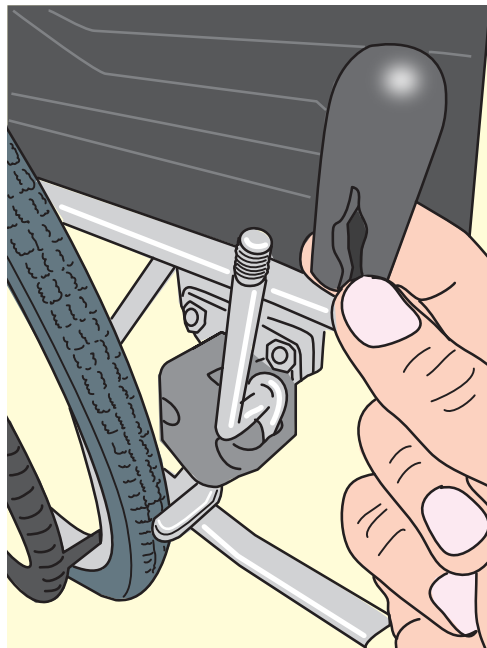
答 え

「タイヤが摩耗していても圧着が弱くなりブレーキが効かなくなる。
ブレーキをかけてもタイヤと床の摩擦が少なく車椅子が動いてしまう。」

【車椅子編③】

こんな状況になっていませんか!?

「駐車用ブレーキのレバーのノブが欠損、破損している」



そのままにするとどうなるか?



答 え

「乗っている人は手が痛くなりブレーキを掛けたくなくなる
⇒移乗の時に車椅子が動き転落事故になる。」

【車椅子編④】

こんな状況になっていませんか!?

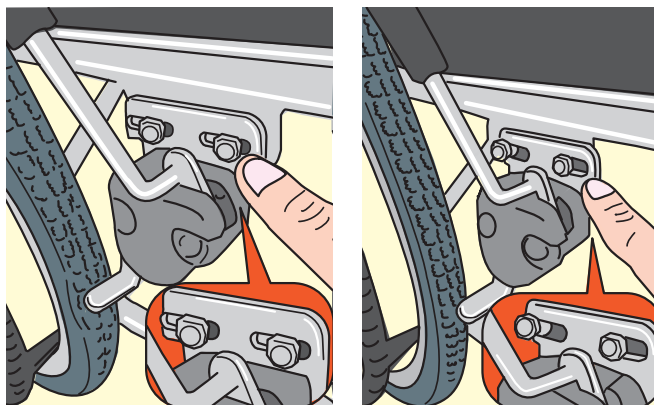
「ブレーキの台座がグラグラする」

そのままにするとどうなるか?



答 え

「ブレーキがタイヤに当たらず圧着が弱くなり
移乗の時に車椅子が動き転落事故になる」



【車椅子編⑤】

こんな状況になっていませんか!?

「フットサポートの向きが変な位置にある」

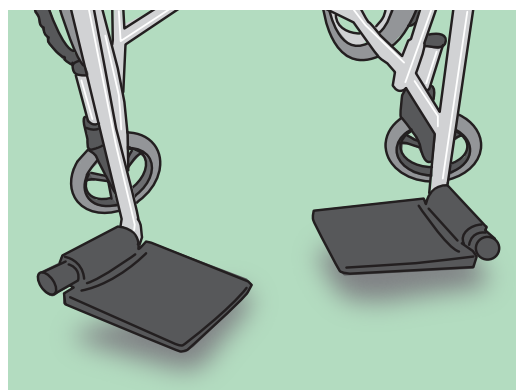


答 え

「ベッドやトイレに近づきにくなり、転倒の原因になる。
また、足乗せ板の固定ネジが緩んでいると
板が自然に下がり、地面や段差につまずくことがある。
上げた位置に板が固定されないと足を乗せたまま降りる形になり、
下がった板を支点にテコの原理で前側に放り出されることがある。」

対 応

「ネジの緩みを点検し、緩んでいたら締める。
足乗せ板は地面との隙間を最低でも5センチ確保する。」



【車椅子クッション編①】

こんな状況になっていませんか!?

「同じウレタンクッションを長期間使用し続けている」

そのままにするとどうなるか？



答 え

「潰れてしまい褥瘡予防効果はなくなる。右が古いウレタンクッション」



【車椅子クッション編②】

こんな状況になっていませんか!?

「クッションの向きが正しくない」

そのままにするとどうなるか？



答 え 1

「前後を間違えた場合、クッションの機能を活かせない」
右の写真が間違い



骨盤の安定性を確保する凹みが後方にあります。右は間違った敷き方です
※画像はクッションカバーを外して撮影しています。

答 え 2

「クッション裏面が船底型の場合、90°敷き間違えるとシーソーのように前や後ろにクッションが傾く」

船底型

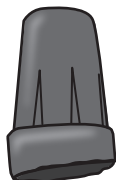


【杖編】

こんな状況になっていませんか!?

「杖先ゴムの摩耗」

そのままにするとどうなるか?



答 え

「杖をついてすべり転倒になる。」



【機械浴ストレッチャー編】

こんな状況になっていませんか!?

「キャストが削れてブレーキが効きにくくなっている」



そのままにするとどうなる?



答 え

「ブレーキが甘くなり、洗体介助時にストレッチャーが動いてしまうと転落になる。」

1. 感染症が疑われる場合の対処方法

福祉用具の使用に際しては、利用者はもちろん、保守に関わる人も健康を損なうことがあってはなりません。福祉用具からの感染等から健康に影響を受けないためにも作業環境や衛生管理にも日頃から注意し、福祉用具を使用していた方がどのような感染症をもっているのか、またどのような環境で使用していたのか知っておくことが大切です。

(1) 発生時の対応

嘔吐物と排泄物の処理の詳細は割愛させていただきますが、感染源となります。不適切な処理によって感染を拡大させないために、十分な配慮が必要です。手袋やマスク、使い捨てできるビニールエプロン等を着用し、汚染場所及びその周囲を、次亜塩素酸ナトリウム液(0.5%)で清拭し、消毒します。処理後は十分な手洗いや手指の消毒を行いましょう。

<環境面などの消毒について>

ノロウイルスに感染すると嘔吐したものが喉に詰まり命を落とす方が出てくる可能性があります。福祉用具の洗浄消毒方法については細かく明記されていませんが、次亜塩素酸ナトリウムを使用すると、生地の色落ちや金属を腐食させたりすると言われています。メーカーや取扱い事業者へ相談し、対応策を聞いておくことが重要です。時には消毒し処分するといった判断が求められます。85°に1分間加熱を行うことができる状況はスチームや布団乾燥機などが紹介されていますが、衣類や布団などはできても施設では車椅子やクッションなどを熱消毒することは現実的に難しいと思われます。

ノロウイルスは感染力が強く、環境(ドアノブ、カーテン、リネン類、日用品など)からもウイルスが検出されます。感染者が発生した場合、消毒が必要な場合次亜塩素酸ナトリウム^{*}などを使用してください。ただし、次亜塩素酸ナトリウム^{*}は金属腐食性がありますので、消毒後の薬剤の拭き取りを十分にするように注意してください。

※家庭用の次亜塩素酸ナトリウムを含む塩素系漂白剤でも代用できます。

(使用に当たっては「使用上の注意」を確認しましょう。)

(2) 平常時の対応

感染防止には、正しい手洗い・消毒を実行することが大切です。介護職員・看護職員は介助後・配膳前・食事介助時には必ず手を洗いましょう。手袋を脱いだ時も必ず手を洗いましょう。ノロウイルスはアルコールによる消毒効果が弱いため、アルコールのみの擦式消毒薬による手指衛生は有効ではありません。むしろ液体石けんによる手洗いが重要です。ただし固形石けんはウイルスを媒介する可能性があるため、液体型の石けんの使用を推奨します。

<予防について>

施設では予防が大切となります。除菌効果のある従来の次亜塩素酸ナトリウムの欠点を無くし、利点を引き出した弱酸性次亜塩素酸水を使用し感染症を予防している施設があります。生成装置を導入し、車椅子、移乗ボード、浴室のストレッチャー、シャワーチェア、など福祉用具全般の除菌消臭に活用されています。



セラ生成装置 塩素濃度は 50ppm pH6.5 を維持



セラ 300ml ボトル

2. 共通事項

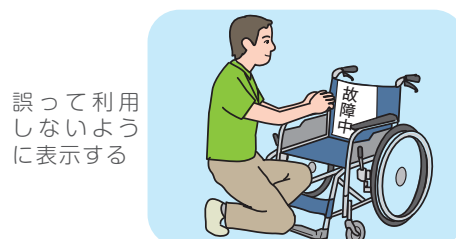
(1) 日常的な心構え・安全に作業する

＜使用している福祉用具や利用環境に問題がある状態を不安全状態といいます。また、利用者がうっかり見落とししたり、操作ミス等をしたりすることを不安全行動といいます。ケガや事故は不安全状態であったり、不安全行動をしたりするとき、あるいは両方が重なったときに起こります。つまり、大きなケガや事故を未然に防ぐためには、保守・管理に対する日常的な心構えや行動・態度が重要です。＞

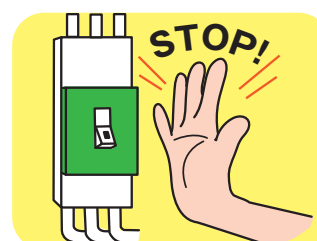
- ・ 不安全行動に気がいたら黙っているのではなく、お互いに注意しあうことが必要です。また、不安全行動の原因が福祉用具の不具合の場合があるので、みんなの問題として共有し、隠れた保守・管理上の危険要因の発見に努めてください。
- ・ 異音がしている、いつもと違う動きをしている不安全状態の福祉用具は使用を止めて、福祉用具の管理担当者に申し出るようにしましょう。
- ・ 不安全状態の福祉用具には、「使用禁止」等の札を付けて、電源を切っておきます。
- ・ 停電等により元電源が切れたときは、必ず各機器のスイッチを切ること。停電が復旧しても福祉用具の管理担当者の指示があるまで動かしてはいけません。



日頃から情報共有に努める



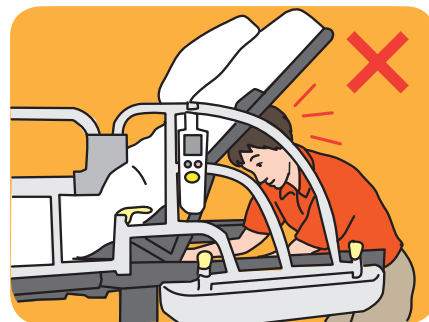
誤って利用しないように表示する



原則、停電時は切っておく

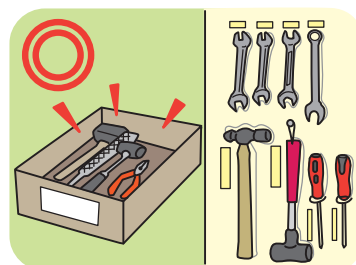
＜保守・管理作業の習いたてのときは、教えられたことを忠実に守りますが、慣れてくるとつい自信を持ち危ない行動をとることがあります。＞

- ・「慣れているからとか、わずかな時間だからなどの理由で、正しい手順を抜かして作業をする」、「よく理解できないまま作業にとりかかったり、早のみ込みをする」「知ったふりをして見よう見まねで作業したり、他の人の正しくない作業をまねる」などの行動は絶対してはいけません。



＜保守・管理のための技術を持つことは大切ですが、何よりも安全第一です。作業者が安全に注意を払うことは、利用者の生活や安全を守ることにつながることを自覚する必要があります。福祉用具の種類や作業の内容に関わらず、以下の点に注意しましょう。＞

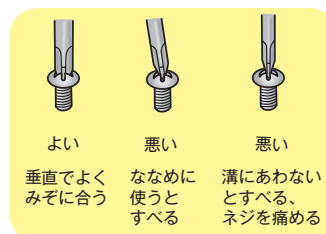
- ・清掃、点検、交換、調整、給油等の作業を場合には、必ず電源を切ってから行います。
- ・保守・管理作業中にその場を離れるときには、必ず“点検中”などの札をつけて、他の人が使わないようにしておいてください（電源もOFFにする）。
- ・作業中の工具類は、散らかったま直に床に置いたり、落ちやすいところに置いてはいけません。また、使用した工具は必ず元の場所に返します。
- ・錆を落としたり、バリをとったり、表面を磨いたり、汚れを取り除いたりする時に発生する削り粉は、絶対に口で吹いてはいけません。この場合は、エアダスターやホウキで取り除き、作業者の目に入らないよう、また周りに散らないように十分に注意して行ってください。



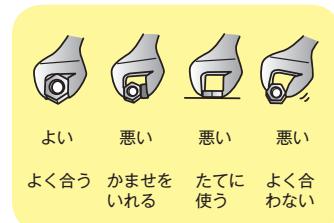
（２）工具に関する基本原則

＜工具は作業に応じて使い分けることが基本です。＞

- ・使用前に破損していないか確認し、壊れた工具は使用しない、使用後には工具に付いた汚れや油などをふき取っておくなどの、何よりも当たり前のことを日常的に行うことが重要です。
- ・間違った使い方、あるいは本来の使い方以外の利用は、工具や機器を傷めるだけでなく、安全に福祉用具を利用するといったことに影響を及ぼします。
- ・工具は「大は小を兼ねません」。“ドライバー、スパナ、ソケットレンチ類”等においては、ねじ・ナット類の大きさに応じた、必ず正しいサイズの工具を用います。適切な工具サイズがわからないねじ・ナット類を回す場合、“ドライバー類”の場合は、先端形状が大きいものから試し、“スパナ、ソケットレンチ類”は番号（呼びサイズ）小さい方から試して、適切な工具サイズを選択してください。



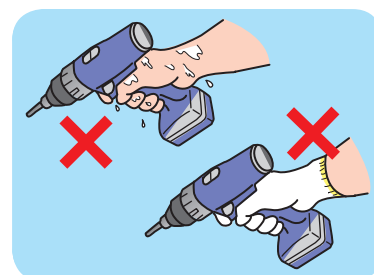
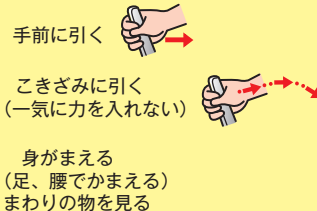
工具サイズの良い例・悪い例



＜正しい使い方を理解し、安全な作業を心がけましょう。＞

- ・“ねじの締めつけ・緩めに用いるドライバー類”は、ねじを押しながら回す「押し回し」が基本です。
- ・“スパナ、モンキーレンチなどのボルトやナットを締め付け・緩めに使用する工具類”は、こきざみに動かし（一気に力を入れない）、特に工具の向きに注意して、手前に引くように使い、万が一工具が外れてもケガをしないように、きちっと身構えて扱います。
- ・“カッターナイフ、鋸などの刃物類”は使い終わったら必ず、刃先に触れないように元に戻します。また、金鋸類の替刃は確実に締めつけ、刃が折れても態勢が崩れてケガをしないよう身構えておきます。
- ・“ニッパー、ペンチなどの電線や細い針金などを切断する工具類”を使う作業は、切りカスが目に入ったり、指先に刺さったりすることがあるので、適切な保護具を用いて作業し、切りカスが周りに飛び散らないように注意してください。
- ・“ハンマーなどの振り上げて使用する工具類”は、頭部の抜けそうなもの、くさびがないもの、打面のまくれたもの、変形したものは絶対使ってはいけません。使用時には、打ち振る前に周囲の状況に注意します（特に作業者の正面に人がいないことを確認する）。また、軍手をはめたまま振ってはいけません。
- ・“ヤスリなどの手仕上げ用工具類”は折れやすいため、絶対にモノを叩かないこと。
- ・電動工具を利用する時には、「濡れた手で操作しない」、「使用を中断する時は、わずかな時間でも必ずスイッチを切る」、「電気ドリルなどの回転する工具は、軍手を付けたまま使用しない」などの基本的な決まりを必ず守り、安全には十分に気をつけてください。

スパナ、モンキーレンチの正しい使い方



【参考文献：福祉用具プランナーテキスト第26部：構造とメンテナンス】

（３）取扱説明書（一元管理、安全関連の記載等）

取扱い説明書が施設のあちこちに散らばっていることはないでしょうか？または「取扱い説明書なんて読まないよ」といった感覚はありませんか？

特に物的管理の側面から求められる予防対策は、介護施設、介護器具として求められる安全性を満たさなければならないということです。身体的・精神的機能が低下しており、日常的な活動も他者の介助を必要とする被介護者を対象とする物的環境ですから、健常者を対象とする設備よりもより安全性が求められます。また、認知症などにより合理的行動が困難な場合がある場合もあるので、合理的行動を期待しての安全性対策では不十分になります。しかし、各施設でマニュアルの整備もされていても、新しい製品を導入、買い替えるタイミングですべての注意事項を含めることは現実的に困難かと思われます。また、適切な使い方よりも間違った使い方をするとどうなるのか、例示していない取扱い説明書もあります。リスクマネジメント委員会と共にマニュアルを整備し、マニュアルを一元管理できるようにしましょう。さらにメンテナンスの年間計画を立て、施設で点検できないものは取扱い事業者へ依頼し定期的な点検と使い方の指導を受けられるような企画研修を実施することをお勧めします。

3. 代表的な福祉用具の取扱方法

(1) シート・クッションの洗浄・取扱方法等

車椅子のスリングシートやクッションの洗浄では、取扱説明書に「塩素系の薬剤は使用しないでください」「陰干しにしてください」と書かれているものがほとんどです。メーカーには購入前に洗浄方法を確認しておくことが重要です。ここでは車椅子専用クッション（座クッション）の取り扱いについてご紹介します。

①座クッションのチェック方法

空気室構造のクッションの場合

- ・ 空気の量が少ない、または多くありませんか？
空気量が少ないと、坐骨や仙骨が底づきしてしまいます。また、空気の量が多すぎると沈み込みが少なくなり、圧の分散効果が薄れてしまいます。
- ・ クッションに破損や汚れはありませんか？
空気室や空気注入口（注入バルブ）に破損があると、空気が漏れてしまいます。また、汚れをそのままにしておくとうムの劣化にもつながります。

空気室構造以外のクッションの場合

- ・ 素材（ウレタン、ゲル）の劣化はありませんか？
素材が劣化していると、クッション本体が硬くなり、除圧効果が薄れてしまいます。
- ・ クッションに破損や汚れはありませんか？

②空気室構造以外の座クッションの扱い

ゲルクッションの場合

ゲルクッションは、流動性のゲルを使用することで、座位時の臀部を包み込むようにゲルが流動・変形することで、衝撃の吸収や圧力分散を行います。また、座っている間は、ゲルは変形した形状を保つため、姿勢のズレが少ないことが特徴です。ゲルの素材は、合成ゴムやシリコンなど商品によって異なりますので、ゲルの性質をよく理解して使用しましょう。なお、クッション本体が汚れた場合は、薄めた中性洗剤を布に含ませて拭きとります。強塩素系、酸・アルカリ性の洗剤や漂白剤、アルコール等は通常使用できません。また、直射日光に当てたり高温となる場所に長時間放置すること、あるいは水気のある場所での使用は、ゲルの劣化につながるため避けましょう。クッションの種類によって取り扱い方法は様々です。詳しくは、商品に付属されている取扱説明書をご参照ください。

ウレタンクッションの場合

除圧効果のあるウレタンクッションの多くは、発砲ウレタン、低反発ウレタン、エステル系ウレタン、チップウレタンなど様々なウレタン素材を組み合わせで作られています。硬さや機能の異なるウレタン素材を組み合わせ、上部はやわらかいウレタンで臀部を包み込み、下部は比較的硬いウレタンで底づきを防ぐための厚みを持たせた多層構造の商品が多いようです。クッション本体が汚れた場合は、硬く絞ったタオルで軽くたたくようにして汚れを落とし、風通しのよい場所で陰干ししてください。ウレタンクッションは劣化しやすく、時間の経過によってへたりが生じてしまうため、臀部が底づきしたり姿勢の崩れにつながる場合があります。直射日光を当てることや高温となる場所に長時間放置すると劣化をまねくため避けましょう。また、ウレタンは燃えやすい素材のため、直火や温度の高いものに

近づけないようにしましょう。クッションの種類によって取り扱い方法は様々です。詳しくは、商品に付属されている取扱説明書をご参照ください。

(2) シャワーチェア、機械浴担架ストレッチャー等の取扱い

① シャワーチェア

<使い方>

高さ調整ボタンは「カチッ」と音がするまで確実に調整脚パイプ（外側）の穴にはめる。本体が不安定になり、転倒してけがをするおそれがあります。4脚とも同じ高さに調整する。

<洗い方>

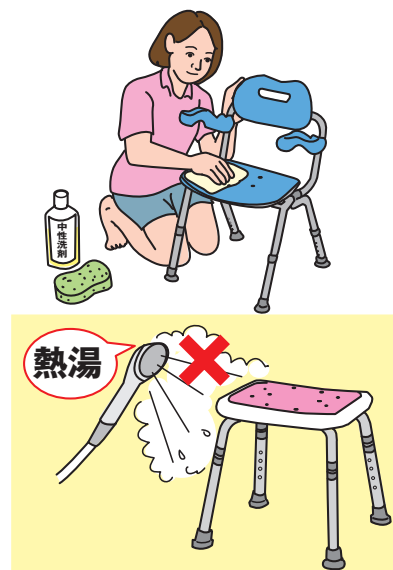
- 1) クッションは外して中性洗剤で洗います。

椅子は適量に薄めた中性洗剤をスポンジか柔らかい布に含ませ、汚れをきれいにふき取ってください。きれいな水で洗剤を洗い流し、陰干しするか、乾いた布できれいにふき取ってください。

- 2) 直接熱い湯をかけて洗わないでください。クッションが変形することがあります。

- 3) いつもぬれてっているとカビが発生しやすくなりますので、使用後は乾いた布でふき取ってください。

※生成装置を導入している施設の場合…最後に弱酸性次亜塩素水を噴霧して終了です。



② 機械浴の担架とストレッチャー

機器によって差があります。詳しくは取扱説明書を参照ください。

・担架

- 1) 安全ベルトとマットは外し、安全ベルトのほつれ、マジックテープが劣化していないか確認する
- 2) くっつきが悪くなったり縫製にほつれがあると、入浴者の落下などの事故につながるおそれがあります。
- 3) マットと安全ベルトは日光に当てない、変形や変色をします。
- 4) マットに熱湯をかけない、変形してしまいます。

・ストレッチャー

- 1) リモコンスイッチ、電動アクチュエーター、コントロールパックの昇降装置類は水をかけない

<洗い方>

※生成装置を導入している施設の場合…昇降装置に注意しながら弱酸性次亜塩素水を噴霧して終了です。

【参考文献】

1. 厚生労働省（改）：高齢者介護施設における感染対策マニュアル，2013
2. 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局別府重度障害者センター：在宅生活ハンドブック NO.2, 車椅子の維持管理と基本操作，2014

(3) タイヤ、ブレーキの管理等

自転車のタイヤが凹めば、空気を入れます。それは、漕いでいて重く感じる、あるいはスピードが出ないと感じるからです。施設で使用する福祉用具の中で、「移動する」機能をもつ用具については、走行性をアップさせるためや安全に使用するために自転車以上にタイヤの空気圧管理は必要です。また、移動機能をもつ用具の管理では制動・ストップするブレーキ部の管理も利用者の安全のために大きなポイントになります。

① タイヤの管理

車椅子や歩行車には移動機能のためのタイヤがあります。このタイヤですが、例えば車椅子の場合、図1のような構造になっています。

日常的にできる管理のポイントは以下の3点です。

1) タイヤ部の管理

タイヤの素材はゴムです。古くなった輪ゴムを使おうとしたら、パチンと切れたという経験をした方も多いのではないのでしょうか。ゴムという素材は古くなると硬化し亀裂が入ったり、弾力がなくなったりします。また、外力により傷がつくこともあります。亀裂や傷を放っておくと走行性を損なうばかりか、パンクの原因にもなります。摩耗したタイヤはスリップやブレーキの効きにも影響を与えます。

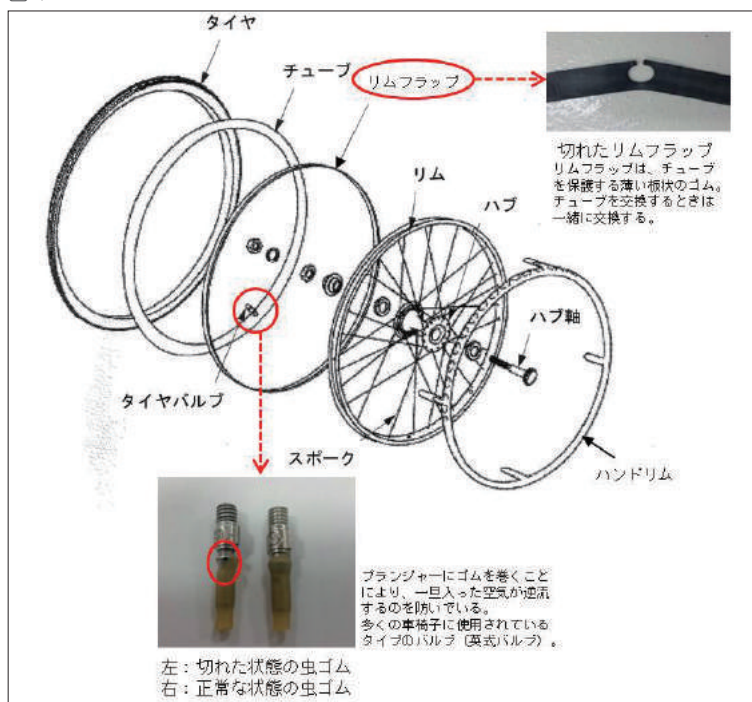
2) 空気圧の管理

タイヤの側面には、そのタイヤの適正空気圧が刻印されています。例えば「350kPa」と表示されていたら、そのタイヤには350キロパスカル以上の空気圧を入れてくださいという意味です。キロパスカルは圧力の単位ですので、空気入れはそれがわかる目盛り付のものを使用した方が良いでしょう。

この表示にはkPaばかりではなく、kgf/cm²やPSI、古いものだとBARという表示もあります。

いずれも圧力の単位です。目盛り付空気入れには、いずれかの単位で目盛りが表示されていますので、換算することもあります。（次頁の圧力単位換算表参照）

図1



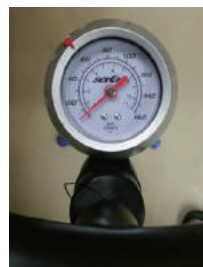
摩耗したタイヤ
パンクしやすく、ブレーキもかかりにくい



タイヤの空気圧が適正より少ないと、タイヤの接地面積が広くなり自転車と同じように漕ぐ際に重く感じ、走行性が落ちます。また、第1章の「車椅子編①」で記したように駐車用ブレーキが効かない状態になり転倒するという危険性もあります。逆に適正より極端に多いとチューブが破裂しパンクしてしまいます。

3) バルブの虫ゴムの管理

日本の車椅子のバルブには英式タイプが多く採用されています。英式バルブには一旦入った空気が漏れないように空気の通り道をゴムで覆うタイプのものがあります。このゴムの事を「虫ゴム」と呼びます。虫ゴムが劣化し切れていたりすると空気が外に漏れますので適正空気圧を充填しても、ゆっくりと空気が抜けていきます。この状態をスローパンクと言います。



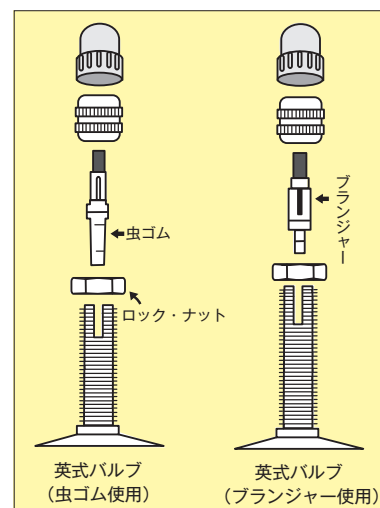
目盛り付空気入れ例

KPa	kg/cm ²	PSI
250	2.5	36
300	3	43
350	3.5	50
400	4	57
450	4.5	64
500	5	71
550	5.5	78
600	6	86
650	6.5	93
700	7	100

圧力単位換算表

スローパンクも走行性や駐車用ブレーキの効きに影響しますので、虫ゴムが劣化していないかの確認も重要な管理項目です。

なお、英式バルブにはゴムで覆わずに弁を使って空気漏れを防ぐタイプのももあり、そのようなタイプのものを「スーパーバルブ」と言います。虫ゴムタイプのものとスーパーバルブは互換性がありますので、頻繁な空気チェックが困難な場合には、虫ゴムタイプからスーパーバルブに付け替えることも検討してください。

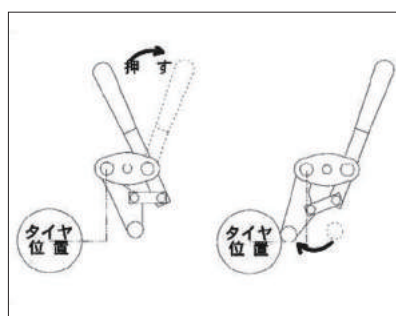


② ブレーキの管理

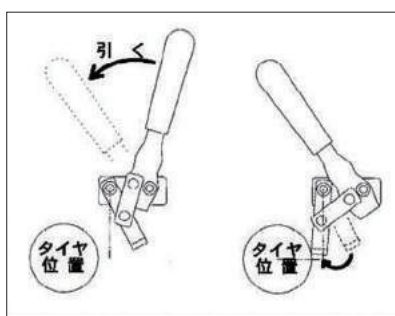
車椅子には、車輪を完全に止めておくブレーキと、介助者がスピード調整するブレーキが付いています。前者を「駐車用ブレーキ」、後者を「制動用ブレーキ」と呼びます。制動用ブレーキは後輪にハンドリムが付いた自走用車椅子には付いていないものもありますが、駐車用ブレーキは自走用・介助用どちらのタイプの車椅子にも付いています。

1) 駐車用ブレーキの管理

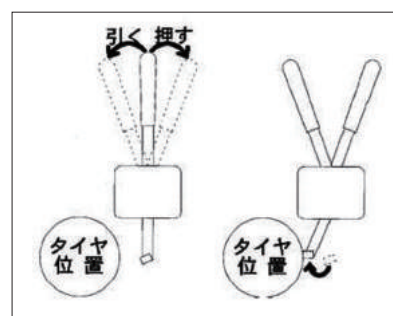
駐車用ブレーキは、「シュー」と呼ばれる板状や円錐状の金属（ゴム）を駆動輪（介助用の場合は後輪）に押し付けて、車輪の回転を止めるものです。レバーを押しこむとシューが車輪に押し付けられるタイプ・レバーを引くことで圧着するタイプ・押しでも引いても圧着するタイプがあります。



プッシュ式ブレーキ



プル式ブレーキ



PP 式ブレーキ

いずれのタイプも「てこの原理」でシューを車輪に圧着させますので、タイヤの空気が適正以下だとブレーキがかからない状態になります。

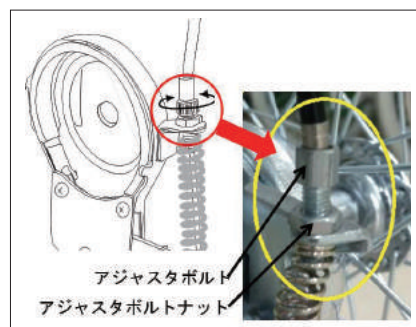
また、駐車用ブレーキは車椅子本体にボルトで固定されていますので、ボルトを緩めて位置を調整する事ができます。空気が適正でも、ブレーキが効かない場合は、シューがタイヤを圧着する位置まで動かしてボルトを締め直してください。ただし、圧着が強すぎると利用者の力ではレバーを動かすことができない状態になる事があります。そうした場合にラップの芯をレバーに被せて利用される光景を良く目にしますが、あくまで一時的な対応とし、延長レバーを購入することをお勧めします。

2) 制動用ブレーキの管理

制動用ブレーキは、介助者が車椅子のスピードをコントロールする機能を持ち、介助式車椅子には必ず付いています。

車椅子のハンドグリップに固定されているブレーキレバーを握ることで、ワイヤが引っ張られ、その先にあるゴム等を締め付け（あるいは広げ）、車輪に摩擦を生じさせ車輪の回転を制御するものです。

制動用ブレーキの効き具合は、ワイヤの張り具合に依ります。アジャスタボルトというブレーキドラムに付属するボルトを動かし、アジャスタボルトナットを締め直すことでワイヤの張り具合を微調整することができますので、効きが弱い・効きが強すぎるという場合には微調整してください。



③ フットサポートの管理

標準形の車椅子で唯一高さ調整ができる部分がフットサポートです。利用者の体格や状態に応じた座位姿勢をつくるために、フットサポートを上げたり下げたりできます。ただし、どんなに下げたとしても、床面（地面）から 5cm 以下には設定しないようにしてください。それは、5cm 以下になっていると段差等にぶつかり易く、その結果利用者が転倒する危険があるためです。

フットサポートの固定方式



固定ボルトを回すことによりレッグパイプ内にあるウェッジ（斜めにカットされた部品）が固定ボルトを締めるとスライドし、広がることによりパイプに密着する。



貫通式は、レッグパイプに高さ調整用の穴が開いており、利用者の体格に適した最も近い穴位置でフットサポートを固定するタイプ。杖の高さ調整によく用いられている仕組みと同様。

「軽量」や「超軽量」と呼ばれる車椅子に採用されているケースが多い。調整はスパナではなく、六角レンチで行う。



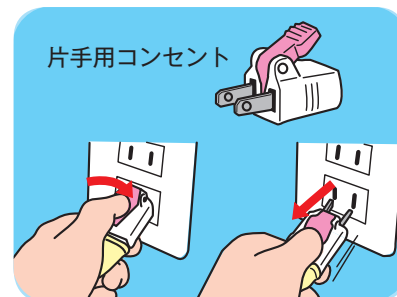
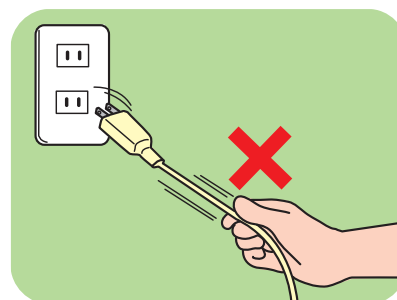
高さは、多くの車椅子の場合フットプレートが付いているパイプの裏にあるボルトを緩めることで調整できます。ボルトを完全に緩めると、フットサポートを車椅子本体から抜くことができます。完全に抜ける状態になったら利用者の状態に合わせて高さを調整し、決めた高さのところで、ボルトを締めつけます。この時、締め付けが弱いと、自然に下がってしまい転倒するということが起きしますので、しっかりと締め付けてください。

ボルトではなく、杖のように予め調整できる穴が開いているタイプや車椅子本体を挟み込む金具をねじで止めるタイプもあります。

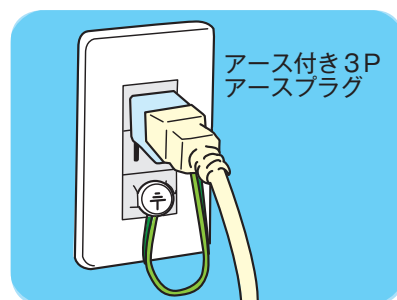
(4) コード類、コネクター、アース、電源等の電気系

＜電線・ケーブル類の取り扱いの基本＞：ベッドやリフトの電源や操作リモコン、電動車椅子の充電器、ナースコール・呼び出し装置やコミュニケーション関連機器類などの操作のために、多くの電線・ケーブルがありますが、最も多い不具合は電線・ケーブルの断線です。断線が原因で福祉用具が正しく機能しなかったりすることはもちろん、大きな事故やケガにつながる危険をはらんでいます。最も断線しやすい場所は、プラグと電線・ケーブルの接続部です。原則として以下の点に注意して取り扱います。＞

- ・絶対に電線・ケーブル部を持って引っ張ってはいけません。必ずプラグの部分を持って抜き差しします。抜き差し作業が頻繁でかつ、操作しづらい場合は、軽くつまんで操作する補助プラグなども利用してください。
- ・電源ケーブルを抜き差しするときは必ず主電源を切ります。また、濡れた手では絶対に行ってはいけません。
- ・常に電線・ケーブルが引っ張られた状態や空中配線（壁や床に設置しておらず、ぶらぶらしている状態）での使用は、電線・ケーブルの耐久性を低下させるだけでなく、人の移動や福祉用具の操作をしているときに引っかかって、断線などの機器の故障や、転倒事故の原因になり得るので絶対にしてはいけません。
- ・電線・ケーブルの被覆が破れ、中の電線が露出している場合は、絶縁テープなどで安易に修理しないでください。使用を止め、福祉用具の管理担当者に報告してから修理などの対応をします。



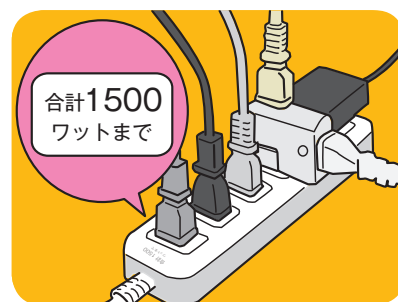
空中配線をしない



- ・アースが必要な用具は、壁面コンセントのアース線端子に接続するか、アース付プラグを利用して適切に配線してください。個人の考えでアース接続の有無を判断してはいけません。

＜電気容量を守ること＞：一ヶ所のコンセントやテーブルタップからとれる電気容量（＝最大定格容量）は決まっています。壁面コンセントやテーブルタップには最大定格容量が表示されています（例：125V、1500W）。接続する各用具の消費電力（ワット数、W）を確認し、その合

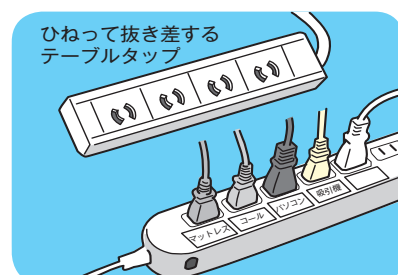
計が最大定格容量を超えないようにします。ですから、テーブルタップをいくつか繋いで、コンセントの口数を増やしても、元の壁面コンセントの最大定格容量を超えることはできません。最大定格容量以上のタコ足配線は、電線を異常加熱させ事故の原因となるので、絶対にしてはいけません。最大定格容量を超えた場合は、元の電源ブレーカーが落ちることがあります。そのため、常時運転が必要な機器類は、他の用具類とは別の電源ブレーカーのコンセントから電気をとるなどの配慮が必要です。>



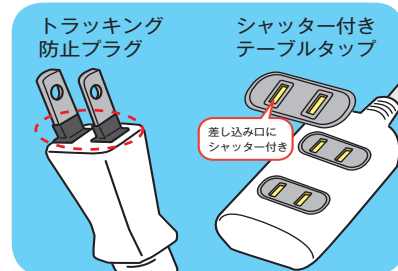
電気容量の表示を確認すること

<テーブルタップ・コンセント周りの配慮：例えばベッド周りでは電動ベッド、エアーマットレス、リフト、呼び出し装置、呼吸器、テレビなどの電化製品等、電気使用する福祉用具類が多く集中することがあります。このような場合には以下の点について確認します。>

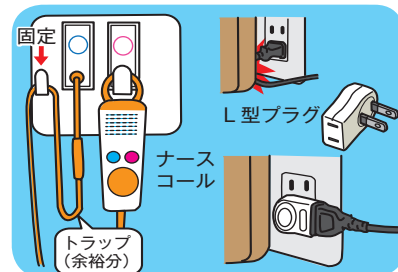
- ・ テーブルタップを用いて複数の用具を同時に使用の場合は、どのプラグがどの福祉用具に対応しているか、札などをつけて必ず明示し、誰でもわかるようにしておきます。
- ・ 電源プラグが外れて動作が止まってしまうと不具合がある用具(例:エアーマットレスなど)は、抜け防止構造を持つテーブルタップ(プラグ差し込み後、ひねってロックするタイプ)を利用するとよいでしょう。
- ・ 電動ベッド下部周りにはほこりが溜まりやすいので、プラグが正しく接続されていないと、隙間にほこりが蓄積し火災の原因になることがあります(トラッキング現象)。よって、中途半端にプラグが刺さっていないか定期的に点検してください。また、トラッキング防止プラグやシャッター付きテーブルタップを適宜利用するとよいでしょう。
- ・ 電動ベッドを背上げ・上下昇降操作したり、ベッド自体を移動させたりしたとき、電源コードやナースコールの呼び出しボタンが引っ張られ、断線することがあります。場合によっては、壁面のコンセントプラグ類に干渉し、破損事故につながる可能性があります。これらを防止する対策として、電動ベッドでは壁との隙間を空け、余裕をみておくことが必要です。あるいは、さまざまな操作をしても電線・ケーブル類に直接影響しないように、「部屋壁面に一ヶ所固定しておく(トラップを設ける)」、「ベッドに当たらないようにL型プラグに交換する」などの対策をするとよいでしょう。



接続機器の表示・抜け防止対策の例



トラッキング防止の例



ケーブル類の破損防止の例

<充電器の取り扱い：充電器後は、基本的に電源を差しっぱなしにしないようにします。場合によってはリフレッシュ(いったん充電電池を放電して容量を回復させる)が必要な場合もあるので、用具の取り扱い説明書をよく確認してください。また、リモコンなどに用いる充電式電池の交換は、全ての電池を同時に交換するのが原則です。そのため、同時使い／交換する電池は色分けしておくか、番号を付しておくといよいでしょう。>

3

データにみる管理体制の現状と課題

日常生活で使用する福祉用具は施設で用意するものとされ、施設が保有する福祉用具には車椅子やクッション・介護ベッドやマットレス・特殊浴槽などなど様々なものがあります。それらの管理について

“うちの施設では十分に管理ができているのか”

と思うことはないでしょうか。誤った使い方や不十分な管理によって、生活を助けるはずの福祉用具で怪我をしたり褥瘡になってしまったり、福祉用具そのものを使用に耐えない状態にしてしまうこともあるのが現状です。ここでは、施設における福祉用具の管理はどのような現状にあるのか、また現状からどのような課題があるのかをみていきます。

* 福祉用具管理の背景 *

施設では福祉用具の管理は施設任せになっているのが現状ですが、リハビリ病院では、福祉機器の管理は医療機器同様ガイドライン 1) によって示されています。そこには、担当者の配置や管理組織の確立、文書管理まで記されていて、事故やインシデント報告の共有等、リスクマネジメント・安全管理体制を整えるために必要な項目としてあげられています。

杖・歩行器・車椅子・介護ベッド・エアマット・ポータブルトイレ等の福祉用具は、病院ばかりでなく施設においても同様に備え日常的に使用されているものです。更に高齢者施設であれば、使用方法の習得が困難であったり、判断が十分にできない認知症高齢者も高い頻度で使用するため、同等またはそれ以上の安全管理が求められます。

では施設の福祉用具の管理は「だれが」「いつ」「どのように」行っているのでしょうか。

1. 高齢者施設の管理の現状からみる課題

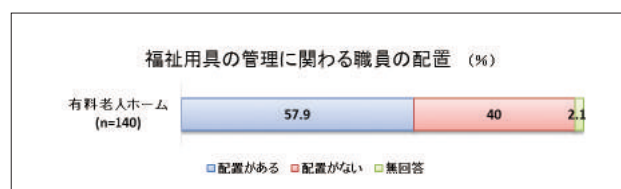
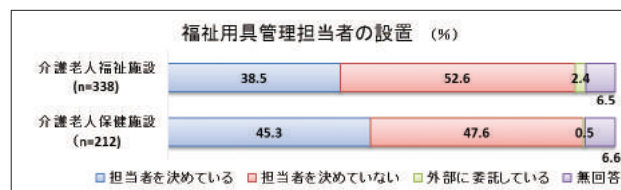
(1) 管理する職員の実際

① 管理担当者

福祉用具の管理において、特養・老健ではおよそ 4 割、有料では約 6 割の施設で“管理担当者の配置がある”と回答し、管理を行っていました。

② 管理の仕組み

管理の仕組みでは“組織的な仕組みがある”のは、各施設 2 割前後でした。そして、特養・老健ではおよそ 4 割、有料

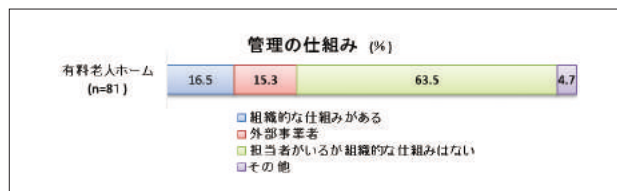
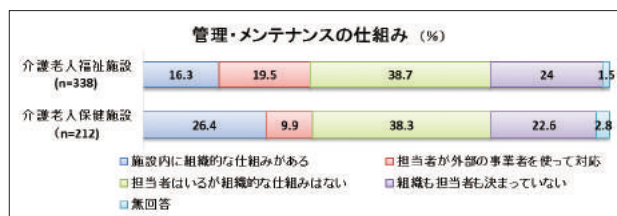


では過半数が“担当者はいるが組織的な仕組みはない”と答えています。

特養・老健・有料いずれも組織的に管理しているのは2割前後であり、ほとんどの施設は担当者個人が福祉用具を管理していました。

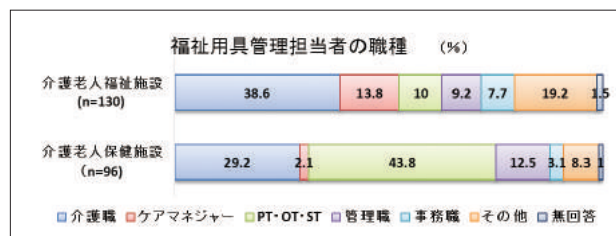
= 課題 =

特養・老健は4割有料では6割の施設が管理担当者を配置し「入居者が使用する福祉用具の保守点検を行っている」と回答していますが、多くは管理担当者個人で行っており、実際に管理がどの程度実施されているのか疑問が残ります。また、福祉用具の管理を担当者個人で行っているということは、施設として取り組むべき業務として認識されているのか懸念されます。



* 管理担当者の職種 *

管理担当者の職種では、特養では多い順に、“介護職員”“ケアマネジャー”“PT・OT・ST”ですが、老健では“PT・OT・ST”が最も多く、次いで“介護職員”でした。有料老人ホームでは“介護職員”次ぎに“ケアマネジャー”で“施設長”・“主任”も管理を行っていました。



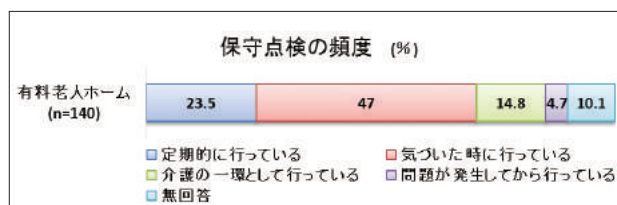
福祉用具を管理している職員は、特養と有料では“介護職員”が最も多く、次いで“ケアマネジャー”で、どちらも合すると5割ほどですが、老健では、“PT・OT・ST”とリハビリ職員が管理している施設が4割以上でした。

いずれも福祉用具の管理担当者は、主たる業務の傍ら福祉用具の管理を行っていることに変わりはありません。

(2) 福祉用具の整備は計画的に行っていますか

①保守点検の頻度について

有料ではおよそ半数が“気づいた時に行う”と回答し、“定期的に行う”は2割ほどでした。(保守点検の頻度について特養・老健のデータ報告はみられませんでした)



②消毒は行っているか、行っていればどんなタイミングか

“利用状況を見て必要に応じて随時消毒をする”が最も多く特養・老健ともに5割以上、“用具の種類別に期間を決めて消



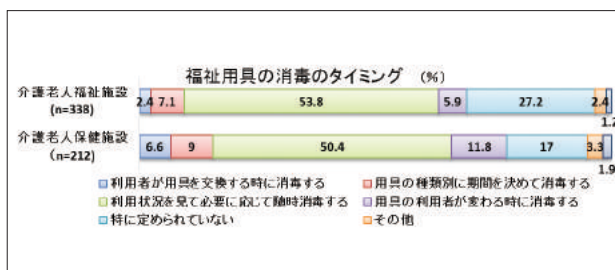
毒をする”が1割弱でした。

有料では車椅子の消毒のタイミングについて、“必要に応じて行っている”は約6割、“定期的に行っている”は2割でした。

＝ 課題 ＝

保守点検の頻度や消毒の実施について“気づいた時に行く”“必要に応じて随時”が半数を占め、保守点検を“定期的に行う”は2割程度、消毒も“用具の種類別に期間を決めて消毒をする”が1割弱でした。いずれの施設でも、定期的な保守点検や消毒を行っているのは少数で、“気づいた時に”“必要に応じて”行っている施設が多いのが現状です。

定期的を実施したくても、担当者はなかなか時間が取れないこともあるでしょう。しかし、安全や衛生の視点からも、定期的な管理を行いたいものです。

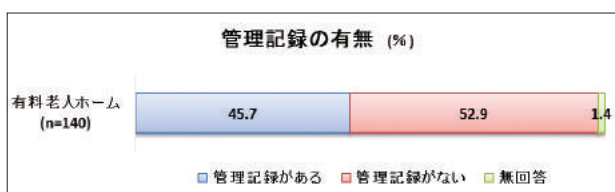


(3) 管理記録はありますか

①管理記録の有無

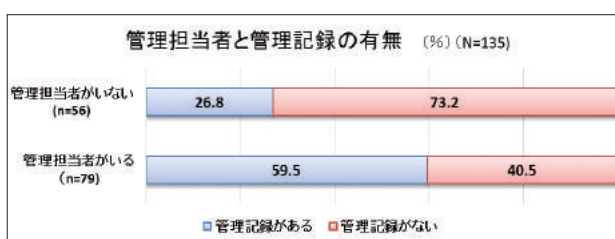
有料では管理記録が“ある”は半数以下でした。

管理記録の内容では“福祉用具を貸与した利用者とその期間”が2/3、“購入年月日”は約半数が記録していますが、“保守点検の内容”や“修理した内容”は1/3以下でした。(特養・老健の福祉用具の管理記録の有無についての調査はみられませんでした)



②管理担当者の配置と管理記録について

管理担当者のいる施設では管理記録を残しているのは約6割ですが、管理担当者のいない施設では記録を残している割合は3割弱で、管理担当者のいる施設では管理記録を残している割合の-highいことが分かります。



＝ 課題 ＝

有料では、管理記録を残している施設は半数に満たず、管理記録の記録項目も十分とは言えない現状が分かりました。更に、管理記録について、管理する職員の配置が「ある」施設は、「ない」施設と比べ、管理記録を残す割合はおよそ2倍であることも分かりました。管理記録が無ければ「いつ」「どのような点検や修理」が行われたのか分かりませんし、購入日の記録が無ければ耐用年数が過ぎていても分かりません。福祉用具貸与事業者は約8割の事業所で管理記録を残し保管も行っているとの報告2)があります。福祉用具の保守点検や管理を行うためには、いつ購入（納品）し、何の点検を行い、どのような修繕をしたかなどの管理記録を残すことは欠かせませんが、それは貸与事業者も施設も同様ではないでしょうか。管理記録を残すことに、はじめは煩わしさを感じるかもしれませんが、利用者の安全や衛生面だけでなく、計画的な拡充にも繋がります。

(4) 十分な知識をもって管理を行っていますか

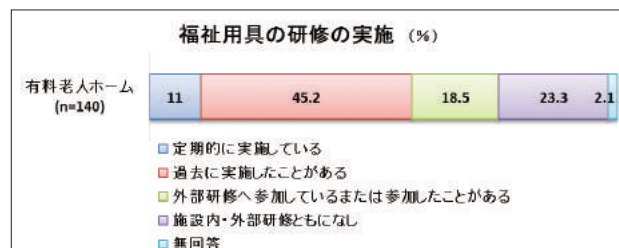
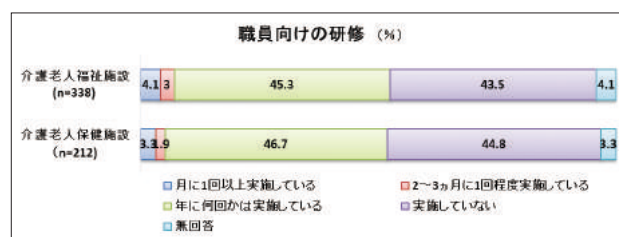
①福祉用具に関する研修の実施

“年に何回かは実施している”は半数以下で、特養・老健ともに“実施していない”が共に4割以上、有料では“施設内・外部研修とともになし”が1/4で、“過去に実施したことがある”が約5割“定期的”に実施している”は1割ほどでした。

= 課題 =

誤った使用、誤ったメンテナンスや管理によって、事故に繋がったり、福祉用具を使用に耐えない状態にしてしまうことは前章でみてきました。福祉用具のメンテナンスや管理には正しい知識が必要

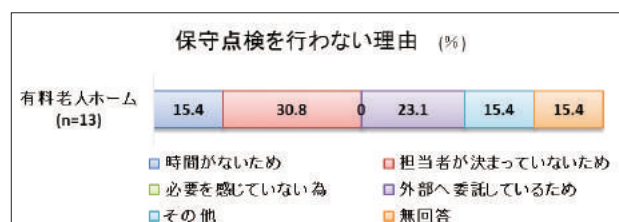
です。福祉用具の研修について、特養・老健では約半数、有料でも1/4で“実施していない”と回答していました。この現状では、福祉用具管を管理するための知識を十分に得られるとは考えにくく、専門的な知識を背景に取り組むという認識を持っているのか疑問が残ります。



2. 望ましい管理の在り方について

(1) 十分な管理をするために

有料の調査において、保守点検を行っていないと回答した施設のうち、その理由について聞いています。そこでは、“担当者が決まっていないため”が最も多く、“時間がないため”も15.4%ありました。“必要を感じていない”は0%で、保守点検を行う必要は感じていても、人員を割く余裕がなかったり、管理するための時間を捻出することが難しい現状も窺えます。



担当者の配置が一人である場合、主たる業務の傍ら、施設が保有するさまざまな福祉用具の管理を行うには、あまりに負担が大きく十分な管理を行うことは困難でしょう。複数人の担当者を配置し組織的な管理をすることが求められます。

(2) 多職種で管理をしよう

福祉用具貸与事業者は事業所ごとに“福祉用具専門相談員を配置しなければならない”と定められ“福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う”とされています。介護保険法では、介護福祉士・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・社会福祉士は、福祉用具専門相談員の任用資格としていますが、施設に勤務する職員はそれらの国家資格を持つ有資格者が多数在籍しています。福祉用具に特化した資格ではありませんが、それぞれの業務において専門性を背景とした視点があり、更に福祉用具専門相談員の任用資格とされて

いることから、福祉用具の管理が十分に行えるものと考えます。

また、福祉用具プランナーは用具の扱い方や選定などの支援を行うことのできる福祉用具の専門資格です。民間資格ですが、そのカリキュラムには、福祉用具の構造やメンテナンスも含まれており、施設の福祉用具を管理するうえで役に立つ資格といえます。

これらの有資格者を、施設の福祉用具の点検や管理を行う担当者として配置し、多職種をもって管理していくことは、施設における福祉用具の管理に有用ではないかと考えます。

（３）望ましい管理の在り方について

福祉用具の管理は、それぞれの施設が組織として取り組むべき業務であり、安全管理においても欠かすことはできません。そこで、管理担当者を多職種をもって複数人配置し、組織的な管理を行うことが望まれます。管理を担当する職員は福祉用具に関する一定の専門的な知識を背景に計画的定期的に保守点検を行い、消毒や修理等も含め管理記録が残されていることが必要です。

福祉用具は ADL を助け自立を促し、介護度の高い高齢者にとっては人生の質にも関わるものです。安全に安心して使うために、どのような管理を実践するかは、施設によってさまざまであると考えます。継続できる管理の在り方を組織として推進していきましょう。

【引用文献】

- 1) リハビリテーション医療における安全管理・推進のためのガイドライン . 日本リハビリテーション医学会診療ガイドライン委員会編 . 医歯薬出版(株) .2006
- 2) 福祉用具貸与価格の情報提供システムに関する調査研究事業報告書 . (社)シルバーサービス振興会 .2009.3

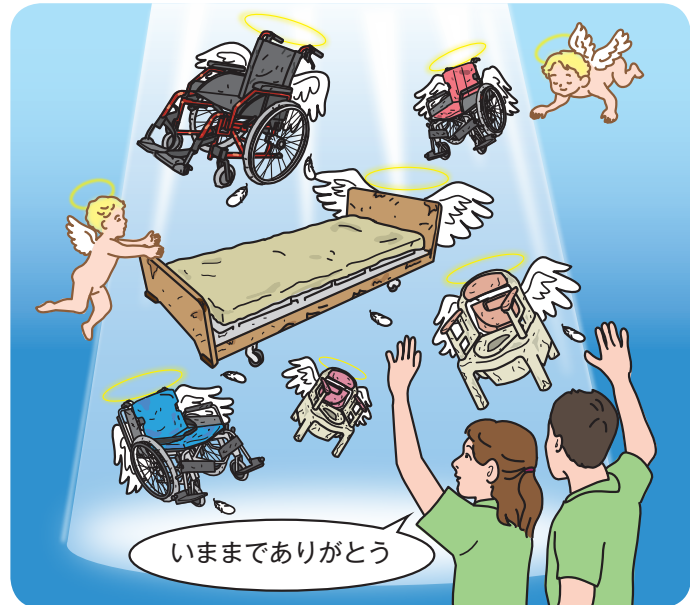
【参考文献】

- ・ 高齢者施設等における福祉用具利用と効果的な運用体制に関する調査研究事業 概要版 . (社)日本福祉用具供給協会 .2012
- ・ 高齢者施設等における福祉用具利用と効果的な運用体制に関する調査研究事業 (社)日本福祉用具供給協会 .2012
- ・ 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）における福祉用具の管理の在り方 . 鈴木 .2014
- ・ 高齢者施設等における福祉用具利用と効果的な運用体制に関する実証研究報告書 . (社)日本福祉用具供給協会 .2013

1. 福祉用具の廃棄基準

車椅子などの福祉用具は半永久的に使用できる物と考えて、洗っても除去することができない汚れがついた状態や、あり合わせの部品を寄せ集めてレストア（再生）し、安全性が担保されていない無責任な状態で使用していませんか？

「もったいない精神」は大事なのですが、いつまで使って良いかわからない状況で、安全面や衛生面に欠如した製品を使用し続けることには問題があると考えられるのですがいかがでしょうか。



(1) 廃棄について

廃棄とは、安全、安心を担保するための重要な決断あり、寿命が尽きて処分（捨てる）することです。また、廃棄時には予備として一部部品を取り外す（タイヤチューブのバルブな

JASPA 日本福祉用具・生活支援用品協会
Japan Assistive Products Association (JASPA)

介護リフトを安全にお使いいただくには 「正しい使い方」と「日常の点検」を 必ず行ってください!

使 い 方

吊り具の正しい装着方法と装着点検を行きましょう。
指差し確認で必ずチェックしましょう。

確認事項を見えやすいところに貼り、
動作前に必ずチェックしましょう。

- 危険度 ★★★★★ ☐ 吊り具の装着方法を正しく行っているか。
- 危険度 ★★★★★ ☐ 吊り具がハンガーフックに確実に架かっているか。

※操作方法、設置方法でご不明な点やご購入後がある場合は、購入されたリフトメーカーまでお問い合わせください。



指差し確認

日 常 点 検

いつもと違うか、日常点検し☐にチェックしましょう。
異常があったらメーカーがお買い求めになった
販売店へ連絡を。

- 危険度 ★★★★★ ☐ リフトベルトの消耗点検
ご使用前には、必ずリフトのベルトの
ほつれ、なじれ、磨り減りを確認しましょう。
- 危険度 ★★★★★ ☐ 異音や異常振動の点検
リフトやレールから異音や異常振動があった場合は、
使用を取り止めて、メーカーやお買い求めの販売店に
すぐ連絡しましょう。
- 危険度 ★★★★★ ☐ バッテリーの点検
使用後は、必ずバッテリーの充電を行って下さい。
駆動はた「バッテリー」交換が必要です。



異音・異振

保管場所にも注意! リフトは精密機械です。リフトは湿気や水分を避け、ます、「食品」及「火気」を近づけず、
また油分や汚れた部品とならリフトや吊り具の劣化にもなります。

販売店：アズワン株式会社(株)、(株)ウェルネットシステム(株)、(株)オガネン(株)、(株)エス・シー・パルス(株)、新東洋産業(株)、(株)化成ヒューマンケア事業部
日本ケアリフトサービス(株)、(株)ウィングセブライ(株)、(株)パイロントウキョー(株)、(株)ビッケン・ラボ(株)、(株)三栄電機(株)、(株)モリトロー

JASPA 日本福祉用具・生活支援用具協会
Japan Assistive Products Association(JASPA)

介護リフト用吊り具(スリングシート)の「日常の点検」と「適切なお手入れ」を必ず行ってください!

吊り具は消耗品です。劣化したり、古くなると危険です。

日常点検

布が裂けていたり、縫製部分の糸のほつれがないか、使う前に必ず点検してください。

危険度 ★★★★★	☐ 吊布やベルトが裂けていたり、劣化がないか。
危険度 ★★★★★	☐ 縫製部分の糸のほつれや劣化がないか。

洗濯方法

漂白剤の使用は、生地やミシン糸を著しく劣化させます。
洗濯方法は各メーカーの表示を参照してください。

注意度 ★★★★★	☐ 漂白剤を使用していない。
注意度 ★★★★★	☐ 洗濯の温度や乾燥機の注意。
注意度 ★★★★★	☐ 日陰干しで平干し。






⚠

漂白剤の使用は厳禁

保管方法

直射日光を避けて保管してください。
紫外線は生地やミシン糸を劣化させる原因となります。

JASPA リフト関連企業連絡会 Tel.03-3437-2623 Fax.03-3437-2624

ホームページアドレス: http://www.jaspa.gr.jp/lift_consortium/index.html JASPA/リフト部会

(左端) アドリアン・ズヴァック社(株)
 (左側) 日本カブリタラント株式会社

(内側) ウェルシア・アール研究所(株)
 (内側) リバティックスプライイング(株)

(右側) ユニコム(株)
 (右側) バイマウントベッド(株)

(右側) フォーエバー・システムズ(株)
 (右側) レッドクロス・ヘルパース(株)

(右側) 東芝ホームエレベーター(株)
 (右側) エヌシー・エスケー(株)

(右側) 東芝ホームエレベーター(株)
 (右側) エヌシー・エスケー(株)

JASPA リフト関連企業連絡会でも「吊り具は消耗品」と注意喚起しているほか、日常点検や洗濯、保管方法も啓発している。

ど汎用性のある部品に限る）ことが考えられます。

修理価格が購入価格を上回る場合など、明らかに廃棄、買換の判断基準となり得る場合がありますが、福祉用具における廃棄基準は安全性、衛生状態を優先して検討すべき事項であると考えられます。

（２）耐用期間について

製品を大切に扱い、長く使用することは大切です。しかしながら、製品には必ず寿命があり、永久的に使用することは残念ながら不可能です。

福祉用具に関して、費用対効果や、購入価格等から一概に「△△は□年」と提示することは困難と考えられます。また、減価償却資産の耐用年数は、実際の使用できる年数とは現実的に異なります。（例：自転車２年など）

そのため、期間の設定方法には、薬事法の医療機器における製品寿命の考え方を参考に、各施設において自己基準で耐用期間を検討する必要があります。

（３）耐用期間の設定

過去の買換実績や消耗部品の交換頻度などを参考に、耐用期間を設定することで、以後の点検整備計画や消耗部品の交換、買換予算計上などに関して立案しやすくなります。

すでにある備品の他、対象となる福祉用具を導入または購入時に、以下の順序を優先して耐用期間を検討し、保守・管理について検討できるよう管理します。

- ① 取扱説明書等に使用の関する期限が定められている場合はその年数
- ② 契約（リースなど）に基づく期限が定められている場合はその年数
- ③ メーカー責任である無償保証期間が定められている場合はその年数
- ④ 補修用性能部品の最低保有期間を定められている場合はその年数。

（性能部品：その製品の機能を維持するために必要な部品）

製品寿命を表わすものは、保証期間、耐用年数、耐用寿命、耐用期間などがありますが、それぞれ以下のような意味や目的があります。

無償保証期間：故障が起きた場合メーカー責任である可能性があり、ユーザーに過失が無い場合に無償修理に応じる期間。

耐用年数：大蔵省令に基づいた減価償却資産の耐用年数からきているもの。税法上の考え方に基づく。

耐用寿命：物理的、経済的、医療技術的、企業戦略的な種々の条件によって、結果として当該機器が使用できなくなる期間。

耐用期間：薬事法上の用語。当該機器の標準的な使用状況と標準的な保守状況の中で、消耗品等を交換したり、修理・オーバーホールを繰り返したりしても、その機器の信頼性・安全性が目標値を維持できなくなる予想される耐用寿命。

引用元：コニカミノルタ株式会社 パルスオキシメーター知恵袋 耐用期間の意味は？

<http://www.konicaminolta.jp/instruments/knowledge/pulseoximeters/before/choice/meaning.html>

- ⑤ 運営法人で規程されている場合はその年数（備品として計上されている場合など）
- ⑥ 過去、買換までの期間実績がある場合はその年数
- ⑦ 補装具、日常生活用具に定められている耐用年数（表 5 参照）

耐用期間を超えた製品は使用できないわけではありません。適切な保守点検は製品の性能や安全性を高め、安定して使用できる状態を維持し、使用年数の長期化につながりますが、耐用期間を超えての使用は、故障が起きやすくなる可能性があり、事故につながるリスクとなります。耐用期間を過ぎた製品は、適切な保守点検の上でも、当初の性能を維持し続けるには限界があります。安全のためにも、耐用期間を過ぎた製品は、計画的に更新されるべきと考えます。また、消耗品以外の主要部品に問題が発生した場合、安全面からもその製品の寿命と考えても過言ではありません。

（４）廃棄基準の策定

設定した耐用期間に達しなくとも、廃棄処分の検討が必要な時もあり、どのような場合に廃棄するかという明確な基準がないと安全、安心は担保できません。

一定の基準に基づいて行われている福祉用具貸与とサービス事業所の福祉用具の廃棄又は入替基準を参考に、耐用期間および①安全性、②衛生状態、③コスト面の項目に一つでも該当する場合、廃棄、買換の検討となる基準を施設独自で策定する必要があります。

①安全性から

- 1) ISO、JIS 等の規格・認証等により製品の安全性が担保されているか。
- 2) 除去困難な汚れ等により、目的の機能は有しているが外観が著しく損なわれ、且つ部品交換等による現状復帰ができない場合。
- 3) 本体の変形等により部品交換等による現状復帰ができない場合。
- 4) 構成部品が減失し、且つ該当する部品の入手が不可能な場合。
- 5) 繊維のヘタリ等により目的の機能を有さない状態で且つ部品交換等による現状復帰ができない場合。

②衛生状態から

- 1) 実際に確認（見る、触る、臭いをかぐなど）してみて、衛生上の問題がある場合。
- 2) 消毒・洗浄・保管状況に衛生上問題がある場合。
※以下リース・レンタルの場合や委託外注の場合
- 3) 消毒・洗浄・保守等に関し、事業者による書面等での確認がとれない場合。

③価格面から

- 1) 部品交換による価格が商品入手価格を上回る場合。
- 2) 既存品購入価格より安価で同等品もしくは上位品が入手できる場合。

（５）廃棄時の注意事項

取扱説明書等に廃棄に関する内容が記載されている場合や、各自治体の分別などのリサイクルに関する項目、個別に廃棄方法が指定されているものは、必ずそれに従い、許可のある

産業廃棄物処理業者に依頼し廃棄するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を備品台帳などと一緒に保管し、処分方法を明確にしておくことも必要です。

2. 日常点検のためのチェックリスト

製造事業者から出荷される商品については様々な製品検査を経たうえで、出荷されている商品が大半であり、日本で流通している商品への信頼度は、かなり高いと言えます。

しかし、施設で利用している福祉用具は必ずしも新品を購入したものとは限りません。施設では、寄贈されたものも含め、多様な福祉用具を使用している場合が多いのではないのでしょうか。そのような備品としての福祉用具も利用者に安心して使用いただくためには、日常的な点検が必要です。点検の結果、「整備で事足りるのか、廃棄しなければいけない状態か」を判断する必要があります。その判断基準については、前項「廃棄基準」を参考にして策定してください。

ここでは、主な福祉用具について、日常点検箇所・項目について、そのポイントを例示します。

表1 主な福祉用具の点検個所と対処方法例

品 目	こうなったらメンテナンス要 (部品交換含む)	対処方法
手動車椅子(自走式・介助式)	タイヤのゴムに亀裂・ヒビがある	タイヤ交換
	タイヤのゴムが摩耗している	タイヤ交換
	タイヤチューブのゴムが固くなっている、亀裂や穴がある	チューブ交換
	虫ゴムのが切れている・破れている	虫ゴム交換・スーパーバルブに交換
	グリップが抜け落ちそうになっている	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡
	フレームに曲がり・クラックがある	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡
	キャスト車輪が摩耗し、粉が落ちる	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡・可能ならキャスト輪交換
	駐车用ブレーキワイヤーが伸びきってしまっている	可能ならブレーキワイヤ交換
	折りたたんでも広がっていく	可能ならクロスフレーム交点ねじ増し締め
	シートが「へたれ」ている	可能ならシート、芯金交換
	フットプレートからキーキー音がする	可能なら板バネ清掃・交換
	サイドガードのリベットが外れている	使用を中止し、メーカーへ連絡
	ハンドリムに傷がある	可能ならハンドリム交換
	ねじ締結部が緩んでいる	すべてに工具を当てて確認後増し締め
電動車椅子	ライト、ウィンカー警報器等が作動しない	バッテリー充電状態・外れはないか確認し、問題なければバッテリー交換
	タイヤのゴムに亀裂・ヒビがある	タイヤ交換
	タイヤのゴムが「ボウズ」になっている	タイヤ交換
	ねじ締結部が緩んでいる	すべてに工具を当てて確認後増し締め
車椅子付属品	クッション素材が固くなり、ヒビ・はがれがある	使用を中止し、事業者へ相談
	クッションカバーに汚れがある	カバーを洗濯し、前後左右間違わないようカバーをかけ直す
	テーブルに傷がある	特にアール部に損傷がある場合は使用を中止する
	テーブルが歪んでいる	使用を中止し、メーカー(事業者)へ相談
	杖入れ・ボンベ架・点滴棒に傷やクラックがある	使用を中止し、メーカー(事業者)へ相談
特殊寝台	リモコンが効かない(機能が作動しない)	リモコンがベッド本体につながっているかを確認し、問題なければメーカー(事業者)に連絡
	サイド*レールにガタツキがある	ねじの緩みを確認し、問題なければメーカー(事業者)に連絡
	モーターが異常に熱い・変な音がする	使用を中止し、メーカー(事業者)に連絡
	電気コードが曲がっている・切れている	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡
特殊寝台付属品	マットレスがへたっている	マットレス交換
	マットレスカバーに汚れ・劣化がある	洗濯し、問題あれば交換
	素材に劣化がある(マットレス以外)	メーカー(事業者)へ相談
	商品の劣化・変形(表面素材・金属・樹脂系)	メーカー(事業者)へ相談

品 目	こうなったらメンテナンス要 (部品交換含む)	対処方法
床ずれ予防用具	素材にへたりや硬化がある	使用を中止し、メーカー(事業者)に連絡
	素材のカバーに汚れや損傷がある	洗濯し、問題あれば交換
	エアーマットが底付きする	マットに正しく空気が送られているか確認し、問題ある場合はメーカーに連絡
	エアチューブにヒビや損傷がある	使用を中止し、メーカー(事業者)に連絡
	エアマットの電気コードが曲がっている・切れている	使用を中止し、メーカー(事業者)に連絡
歩行器・歩行車	グリップが抜けやすい抜け落ちそうになっている	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡
	歩行器の先ゴムに傷・摩耗がある	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡・可能なら先ゴム交換
	商品全体の変形(部品交換対応可能以外)	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡
	本体に傷や溶接外れがある	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡
	歩行車のキャスター車輪が摩耗している	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡・可能ならキャスタ輪交換
歩行補助杖	先ゴムに傷・摩耗がある	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡・可能なら先ゴム交換
	グリップに傷がある・抜け落ちそうになっている	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡
	商品全体の変形がある	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡
移動用リフト	リモコンが効かない(機能が作動しない)	リモコンがリフト本体につながっているかを確認し、問題なければメーカー(事業者)に連絡
	モーターが異常に熱い・変な音がする	使用を中止し、メーカー(事業者)に連絡
	電気コードが曲がっている・切れている	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡
	キャスター車輪が摩耗している	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡・可能ならキャスタ輪交換
	グリップが抜けやすい抜け落ちそうになっている	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡
	接地部位に劣化がある	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡
	フックが変形している	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡
	商品全体に変形がある	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡
体位変換器	素材の劣化・摩耗(本体表層のヒビ・硬化)	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡
	素材の劣化・摩耗(上記以外ゴム・樹脂系)	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡
	素材の劣化(内部素材のへたり)	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡
	素材の劣化(エアースル)	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡
	素材の劣化(チューブのヒビ・硬化)	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡
	素材の劣化(ポンプエアフィルター)	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡
	素材の劣化(ポンプフック等、上記以外)	使用を中止し、メーカー(事業者)へ連絡

以上は、各福祉用具のパーツごとの点検箇所・項目になります。この点検は、福祉用具を使用する前や使用中に主に目視や触感によって行う点検です。これに加え、各福祉用具は、3月に一回程度の頻度で定期的な点検を実施するようにしてください。例えば車椅子では、まっすぐ走ることができているか・介助するとき前回に比べて重い感じはないかななどの点検を行います。

表2 車椅子を例にした定期点検内容

点検する内容	確認方法等
空気圧	タイヤ側面に表記してある適正空気圧以上を充填するようにしてください。 車椅子の駐車用ブレーキは、タイヤに駐車用ブレーキの構造物（金属の板状のものなど）を押し付けることでタイヤの回転を止めています。 タイヤの空気圧が充分でないと、ブレーキをかけたつもりでもタイヤの回転を止めることができなくなり、危険です。
直進性	人が乗っていない状態の車椅子を平面で押し出し、3mほど自然走行させて左右どちらかに曲がっていないか確認してください。 タイヤのスポークが折れていると、車輪が振れて真っ直ぐ進まなくなります。また、キャスト輪軸や駆動輪（主輪）軸にゴミが絡まっている場合も真っ直ぐ進まないため、ゴミがあったら除去してください。 スポーク折れの場合は、メーカーに連絡してください。
異音・ガタツキ	車椅子の動く箇所は、全て動かして通常と異なる音がしないか、ガタツキがないか確認してください。 折りたたみの場合は、2～3度折りたたみ動作を行い、また開いた状態で押してグリップを持って左右にねじるなどして、不自然なガタツキやゆがみが無いか確認してください。 異音・ガタツキの原因は部材のザビや可動部・結合部のねじの緩みが考えられます。サビが考えられる場合は部品交換になりますのでメーカーに連絡してください。ねじの緩みは、適正トルクで増し締めしてください。
駐車用ブレーキの効き	フットブレーを挙げた状態で車椅子に座り、アームサポートを両手で握り、後方向にプッシュアップして立ち上がったとき、車椅子が後ろに「逃げない」ことを確認してください。 効いていない場合は、①空気圧を確認してください。②駐車用ブレーキの位置を調整してください。
制動用ブレーキの効き	ブレーキレバーを握り、車椅子を前後に動かし、タイヤが固定していることを確認してください。
ワイヤー部	制動用ブレーキや角度調節用のワイヤーがある場合は、それぞれの動作部（レバー）を握って動作が充分に行えるかを2～3度確認してください。

このような点検には、それに要する技術が要るものもあります。例えば表1の車椅子の点検箇所に「タイヤチューブのゴムが固くなっている・亀裂や穴がある」という項目があります。この点検をする際には、チューブを剥き出しにするという作業が伴います。つまり、タイヤを外すという作業です。また、点検の結果「整備の必要がある」となった場合には、整備作業を実施することになります。この例では「チューブ交換」という整備作業です。その作業方法がわからない・できない場合には、自己流や付け刃の作業は絶対に避けてください。個々の用具の整備については、定められたマニュアルに基づくことが基本です。これも車椅子を例に挙げると表2の定期点検内容に「～ねじの緩みは適正トルクで増し締めしてください。」と表記しましたが、車椅子メーカーでは各部の締め付けトルクを規定している場合があります。そのため、製造事業者から『メンテナンスマニュアル』が入手できるのであれば入手し、それに従った作業を実施する。『メンテナンスマニュアル』が入手できない場合は、独自にマニュアルを作成し、それに従った作業を実施する—という2点をまず徹底することが必要です。

そこで、まずは、自施設について以下のようなマニュアル保有現状把握チェックリストを作成することをお勧めします。このチェックリストにより、マニュアルがないものについては、第2章を参考にしたマニュアルを作成することから始めてください。その際には、各用具メーカーや流通事業者からの助言を得ることを基本とし、完成したマニュアルについてもメーカー・流通事業者・第三者に確認をとるようにしてください。また同時にメンテナンス作業が実施できる人材の確保と育成にも併せて取り組んでください。

表3 メンテナンスマニュアルの整備
・保有商品のメンテナンスマニュアルが揃っているか

西暦 / 月 / 日		フリガナ		
作成日 / /		作成者		
保有福祉用具	取扱メーカー数	取扱商品種類数	個別商品メンテナンス マニュアル数	マニュアル保有率
車椅子				
車椅子付属品				
特殊寝台				
特殊寝台付属品				
床ずれ予防用具				
歩行器				
歩行補助杖				
据置形手すり				
スロープ				
移動用リフト				
体位変換器				
その他				
合計				

こうしたリストを作成するためには、自施設にどんな福祉用具がどのくらい存在し、どういった経緯で入手したのかを把握しておく必要があります。

そこで、施設管理者には、以下のような「福祉用具管理台帳（裏面：廃棄起案票）表4」を作成しておくことをお勧めします。

表4

福祉用具管理台帳

施設長	部長	課長	主任	係

管理 NO										
製品名										
メーカー名						製造年月日	年	月	日	
						シリアルナンバー				
取扱説明書	☐ 有 ・ ☐ 無 (☐ 製品添付無 ・ ☐ 紛失)					保管 NO				
メンテナンスマニュアル	☐ 有 ・ ☐ 無 (☐ 製品添付無 ・ ☐ 紛失)					保管 NO				
販売店名						購入年月日	年	月	日	
						購入金額	円 (税抜)			
販売店担当名 または寄贈者名						連絡先				
① 使用期限	()年()月・ ☐ 該当なし						耐用期間			
② 契約書	()年()月・ ☐ 該当なし									
③ 無償保証期間	()年()月・ ☐ 該当なし									
④ 補修部品最低保有期間	()年()月・ ☐ 該当なし									
⑤ 法人規程	()年()月・ ☐ 該当なし									
⑥ 買換期間	()年()月・ ☐ 該当なし									
⑦ 厚労省耐用年数	()年						年			

保守・管理計画欄

回数	予定年月日	種別	備考欄 (交換予定部品など)
1	年 月 日	☐ 定期点検 ☐ 耐用超過 ☐ 廃棄検討	
2	年 月 日	☐ 定期点検 ☐ 耐用超過 ☐ 廃棄検討	
3	年 月 日	☐ 定期点検 ☐ 耐用超過 ☐ 廃棄検討	
4	年 月 日	☐ 定期点検 ☐ 耐用超過 ☐ 廃棄検討	
5	年 月 日	☐ 定期点検 ☐ 耐用超過 ☐ 廃棄検討	
6	年 月 日	☐ 定期点検 ☐ 耐用超過 ☐ 廃棄検討	
7	年 月 日	☐ 定期点検 ☐ 耐用超過 ☐ 廃棄検討	
8	年 月 日	☐ 定期点検 ☐ 耐用超過 ☐ 廃棄検討	
9	年 月 日	☐ 定期点検 ☐ 耐用超過 ☐ 廃棄検討	
10	年 月 日	☐ 定期点検 ☐ 耐用超過 ☐ 廃棄検討	
11	年 月 日	☐ 定期点検 ☐ 耐用超過 ☐ 廃棄検討	
12	年 月 日	☐ 定期点検 ☐ 耐用超過 ☐ 廃棄検討	

裏

廃棄起案票

施設長	部長	課長	主任	係

下記の理由による廃棄を起案します

安全性	①規格・認証等による製品の安全性が担保されていない	☐ はい ・ ☐ いいえ
	②除去困難な汚れがあり、部品交換等による現状復帰ができない。	☐ はい ・ ☐ いいえ
	③本体の変形等により部品交換等による現状復帰ができない。	☐ はい ・ ☐ いいえ
	④構成部品が滅失し、且つ該当する部品の入手が不可能。	☐ はい ・ ☐ いいえ
	⑤目的の機能を有さず部品交換等による現状復帰ができない。	☐ はい ・ ☐ いいえ
衛生状態	①見る、触る、臭いをかぐなどして見て、衛生上問題がある。	☐ はい ・ ☐ いいえ
	②消毒・洗浄・保管状況に衛生上問題がある。	☐ はい ・ ☐ いいえ
	③消毒・洗浄・保守等に関し、事業者が書面等での確認がとれない。 ※リース・レンタルの場合や委託外注の場合	☐ はい ・ ☐ いいえ
価格面	①部品交換による価格が商品入手価格を上回る。	☐ はい ・ ☐ いいえ
	②既存品購入価格より安価で同等品もしくは上位品が入手できる。	☐ はい ・ ☐ いいえ
その他の理由		

廃棄管理欄

廃棄予定年月日	廃棄方法
年 月 日	

産業廃棄物管理票貼付欄

表5 補装具・日常生活用具耐用年数一覧（抜粋）

品 目	耐用年数（年）	品 目	耐用年数（年）
特殊寝台	8	ネブライザー（吸入器）	5
特殊マット	5	電気式たん吸引器	5
特殊尿器	5	酸素ボンベ運搬車	10
入浴担架	5	車椅子 電動車椅子	6
体位変換器	5	歩行器	5
移動用リフト	4	松葉杖 木製	2
入浴補助用具	8	松葉杖 軽金属製	4
便器	8	カナディアン・クラッチ	4
頭部保護帽	3	口フストランド・クラッチ	4
T字状・棒状の杖	2	多点杖	4
移動・移乗支援用具各種	8	プラットフォーム杖	4
特殊便器	8		

出典：補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日 厚生労働省告示第528号）

あとかき



福祉用具シリーズも回数を重ね、19テーマの冊子を完成させております。これまでは福祉用具の適切な活用方法について種別に紹介してきたわけですが、今回Vol.20では新たな試みとして、福祉用具そのものを対象とせず、福祉用具の保守・管理の必要性について具体的に提示し、また、その使用環境である施設の実態についても、データでご紹介したことです。

冊子名を、「～施設で福祉用具を取り扱う方のために～ 福祉用具利用施設で必要な保守・管理」としたのは、福祉用具導入によって、ケアの質を上げ、安全・安心な日常を送るためには、福祉用具の使い方に気を配るだけでなく、日々の保守・管理が必要であると言いたかったからです。その思いをテーマといたしました。

本冊子では、保守・管理の方法をできるだけ実践しやすいように、基準・チェックリスト・様式等も具体的に掲載し、わかりやすくしたつもりです。また、本冊子作成に当たっては、できるだけ客観的な立場で執筆し、複数の目で確認いたしましたが、偏った見方や情報不足等がある場合は、是非ご指摘いただき、今後のより適正な情報の提供にご協力いただければ幸いです。

最後に、本冊子が無事完成に至りましたのも、お忙しい中、何度も委員会にお付き合いいただき、また、何度も書き換えをお願いしたにも関わらず、気持ちよく応じていただいた委員の方々のおかげであると心より感謝いたしております。



公益財団法人テクノエイド協会

執筆者（五十音順）

- 鈴木 寿郎 一般社団法人日本福祉用具評価センター センター長
- 鈴木由美子 トラストガーデン(株) サンクリエ本郷 主任（社会福祉士・福祉用具プランナー管理指導者）
- 早瀬 尚文 (株)みらい みらい工房 取締役
- 森谷 陽一 社会福祉法人芳洋会 特別養護老人ホームひのでホーム リハビリ課 マネージャー（作業療法士）
- 渡辺 崇史 日本福祉大学 健康科学部 教授

企画・構成

- 寺光 鉄雄 公益財団法人テクノエイド協会 普及部長（介護支援専門員・福祉用具プランナー管理指導者）

発行 平成 27 年 12 月

公益財団法人テクノエイド協会

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 4 階
Tel. 03-3266-6880 / Fax. 03-3266-6885



発行者 公益財団法人テクノエイド協会

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階
Tel. 03-3266-6880 Fax. 03-3266-6885
www.techno-aids.or.jp

この情報誌は、埼玉県民共済生活協同組合並びに教職員共済生活協同組合から社会福祉法人中央共同募金会を通じた寄付金
及び全国労働者共済生活協同組合連合会からの助成金で作成しました。

無断転載を禁ず